

平成29年度

PTA連合会運営補助金

評価表

NO.

67

所管部課名	社会教育課		担当者	神園 芳美				
事務事業名	成人教育事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	1,083 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,083 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	指導者養成事業への参加者数		40人		平成34年度			
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市PTA連合会							
補助対象経費	PTA活動の振興・発展を図るための事業計画に基づいた各種事業に要する経費 (賃金、旅費、需用費、活動費、備品費 ほか)							
補助対象事業・活動の内容	・市家庭教育学級・PTA合同研修大会、市PTA母親部研修会、父親研修会の企画運営 ・青少年育成の日の集い事例発表 ・県PTA研究大会、九州ブロックPTA研究大会、全国PTA研究大会参加 ほか							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	予算で定める額以内。							
上記項目の 積算方法								
補助を受ける 事業の決算状況 等の	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
		自己資金	1,885,527	61.0%	1,838,738	58.9%	1,827,253	57.4%
		会費収入	1,289,720	41.7%	1,274,680	40.8%	1,264,040	39.7%
		事業収入	248,000	8.0%	267,500	8.6%	295,213	9.3%
		寄付金・その他助成	347,807	11.2%	296,558	9.5%	268,000	8.4%
		市補助金	1,000,000	32.3%	1,000,000	32.0%	1,083,000	34.0%
		県P補助金	95,000	3.1%	95,000	3.0%	87,986	2.8%
		(前年度繰越金)	112,370	3.6%	190,490	6.1%	184,419	5.8%
	計	3,092,897	100.0%	3,124,228	100.0%	3,182,658	100.0%	
	支出	事業費	1,021,224	33.0%	1,098,849	35.2%	1,061,902	33.4%
		人件費	916,850	29.6%	916,850	29.3%	914,300	28.7%
		その他事務費	600,829	19.4%	585,866	18.8%	570,827	17.9%
		会議費	32,044	1.0%	20,684	0.7%	18,782	0.6%
		県P負担金	311,460	10.1%	307,560	9.8%	305,670	9.6%
		備品負担金	20,000	0.6%	10,000	0.3%	20,000	0.6%
		(翌年度繰越金)	190,490	6.2%	184,419	5.9%	291,177	9.1%
		計	3,092,897	100.0%	3,124,228	100.0%	3,182,658	100.0%
		支出計/前年度支出計				101.0%		101.9%
自己資金/前年度自己資金				97.5%		99.4%		
翌年度繰越金/市補助金		19.0%		18.4%		26.9%		
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	18人		54人		27人			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】 平成27年度は、研修会開催地が薩摩川内市であり多くの参加を得た。平成28年度以降も前回の流れから従来より多くの参加を得ている。 【前回評価】 平成26年度「現状のまま継続」、指摘事項は「特になし」 【事業のPR方法】 県PTA新聞の購読及び単位PTAを通じた単独事業への参加依頼。 【費用対効果】 会員の「親」としての意識啓発が年間を通して図られている。 【補助事業以外の事業】 市ほか行政機関の委員活動。 【その他】 構成会員が常に変わるため、役員人事は安定していない。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	対象者は児童・生徒の保護者という特定の団体であるが、結果的に保護者が所属する社会全体の資質向上・人材育成等に寄与する事業である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 子どもの減少に伴い、PTA会員も減少傾向にある。補助金も年々減少されている状況であるが、子どもの育成のため事業を展開するには、継続的な一定の補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	母親部研修会・父親研修会・市PTA研究大会等の開催を通じて、会員の資質向上及びPTA活動の充実に図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	保護者自ら事業を行うことで、当該者意識が醸成されるなど、大きな効果を得られる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率の定めはないが、事業内容を勘案して妥当と思われる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	会費の値上げ等の努力をしているが、収益見込みのない事業であるため、半永続的な補助を必要とする。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市を始めとする行政機関の委員を務めるなど、公益性が高い。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	限られた予算の中で事業を展開するには、補助金の交付以外は考えにくい。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	事務局に関する経費、各種事業のための経費が主なものであり、妥当性を欠くものでない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 PTA連合会にあっては、常に対象者（役員・会員）が入れ替わらざるを得ない状況を踏まえ、今後も運営の助言、活動費の補助を継続していく。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》
	・活動運営費の補助金交付 ・適切な助言と指導者養成事業への協力		

P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 交 付 要 領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 1 6 年薩摩川内市規則第 6 7 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 1 8 年薩摩川内市条例第 4 0 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成 1 9 年薩摩川内市告示第 1 0 3 号）第 2 条の表に掲げる P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 関 連 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

(補助事業等の要件)

第 2 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 に 係 る 補 助 事 業 等 は、次 の 各 号 に 定 め る 要 件 を 満 た す も の で な け れ ば な ら ない。

- (1) 薩摩川内市 P T A 連 合 会 の 運 営 を 円 滑 に 行 う た め に、連 合 会 維 持 等 に 必 要 な も の で あ る こと。
- (2) 薩摩川内市 P T A 連 合 会 が 作 成 し た 事 業 計 画 に 基 づ き、各 種 事 業 を 実 施 す る も の で、市 内 小 中 学 校 及 び 高 等 学 校 の P T A 活 動 の 振 興 ・ 発 展 を 図 る も の で あ る こと。
- (3) 前 2 号 に 掲 げ る も の の ほ か、特 に 必 要 と 認 め ら れ る 場 合。

(補助金の額)

第 3 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 の 額 は、予 算 で 定 め る 額 以 内 と す る。

(補助対象経費)

第 4 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 は、次 の 各 号 に 掲 げ る 経 費 に つ い て 交 付 す る。

- (1) 賃金
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 活動費
- (5) 備品費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる経費。

(交付の申請)

第 5 条 P T A 連 合 会 運 営 補 助 金 の 交 付 の 申 請 に 係 る 規 則 第 5 条 の 市 長 が 別 に 指 定 す る 日 は、毎 年 8 月 1 日 と す る。

2 P T A 連合会運営補助金の交付の申請に係る規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 連合会組織図

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第 6 条 P T A 連合会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に P T A 連合会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 P T A 連合会運営補助金の実績報告に係る規則第 1 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会議開催記録

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 8 条 P T A 連合会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 P T A 連合会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 2 1 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 2 2 年度において所要の措置を講ずるものとする。